

令和7年12月1日

保護者様

富士見町教育委員会
富士見町立富士見中学校長 丸山 博

給食停止に係る給食費返金の扱いについて(通知)

日頃より、町教育行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年は、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスによる感染症のまん延を防止するため学級閉鎖、学年閉鎖さらには休校せざるを得ない状況が増えております。

学校給食は、月毎に献立を作り、発注も1ヶ月分(あるいは半月分)まとめて行っていますので、急な食数の変動には応じきれません。給食停止に係る給食費返金については、町立小・中学校統一の下記の基準で対応させていただきますので、ご了承ください。

また、個人単位の給食停止のご要望にすべて応じることは更に困難です。これにつきましても下記のとおり返金対象とする食数などの統一基準を設けさせていただいておりますので、合わせてご了承ください。

記

1 学級・学年閉鎖および臨時休校による場合

(1) 1月末日までに決定した措置で、すべての食材発注が変更(停止)できた食数分を返金します。

(2)調整(減額・返金)方法

最終集金月(2月)の後、集金額(口座振替金額)で調整(減額)を行います。

それ以降の返金方法については、各校の実情に応じて、対応します。

2 個人の給食停止の場合

(1) 対象 1月末日までに停止の申請(連絡)をお受けし、かつすべての食材発注が変更(停止)できた食数が5食以上になる場合

*1月末日には清算時期になるため、それ以後の対応はできません。

(2)調整(減額・返金)方法

基本、口座引き落とし先に登録している口座へ返金致します。

(3)個人単位の給食停止の申請(連絡)方法

学級担任にお申し出ください。

なお、食物アレルギー等による停止とそれに係る返金については、学級担任にお申し出いただくとともに、診断書等の提出や養護教諭・栄養教諭(栄養士)との面談が必要になります。

富士見町立富士見中学校
栄養教諭 森田 葉子
事務職員 依田 葉純